

社会 保 障

財務省

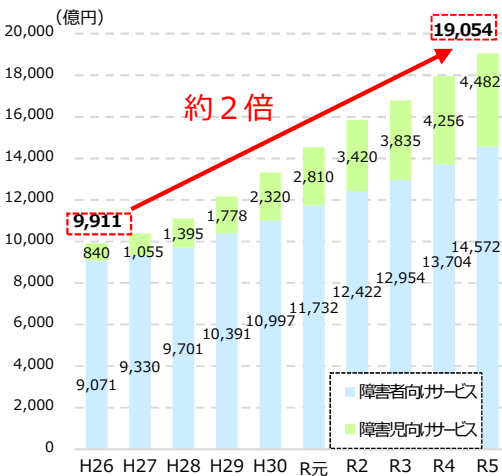
2023年11月1日

4. 障害報酬改定

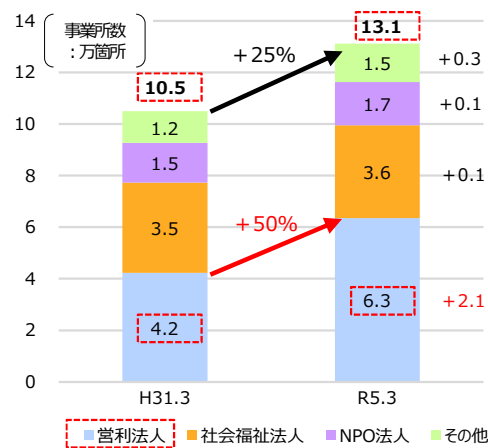
- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。
- 需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、報酬改定における収支差率を踏まえた報酬の適正化の徹底、総量規制によるサービス供給量の適正化の取組を強化する必要。

障害福祉サービスの現状

◆予算額の推移（当初予算）



◆事業所数の伸び



利用者側

- 利用者負担の割合は他のサービスと比べても僅少
- 自治体の支給決定が必要だが決定には地域差。

事業者側

- 利用者数の増加に伴い収入が増加
- 中小企業よりも高い収支差率となっている中で営利法人の伸び率が顕著

需要サイドの利用者に牽制が働きにくく、供給サイドの事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造

- ◆実施指導・行政処分
 - ・行政処分量数は増加 (H27: 118件 → R3: 192件)
 - ・実施指導率は低下 (R3は10% : 10年に1度のペース)

今後の主な改革の方向性

○ R6 報酬改定における報酬の適正化

※ 報酬改定において、質の高いサービスを適切に評価しつつ、質の低いサービスを抑制するべく、収支差率を踏まえた報酬の適正化を徹底。

各論①：グループホーム

- ・サービスの質を考慮した報酬体系への見直し

各論②：就労継続支援

- ・サービスにおける生産活動収支や工賃などの成果をより考慮した報酬体系への見直し

各論③：生活介護

- ・サービス利用時間やサービスの質を考慮した報酬体系への見直し

各論④：障害児通所サービス

- ・サービス利用時間やサービスの質を考慮した報酬体系への見直し

○ 総量規制によるサービス供給の適正化

※ サービスの供給が計画的かつ効率的に行えるよう、自治体の事業所の指定に係る総量規制を見直し

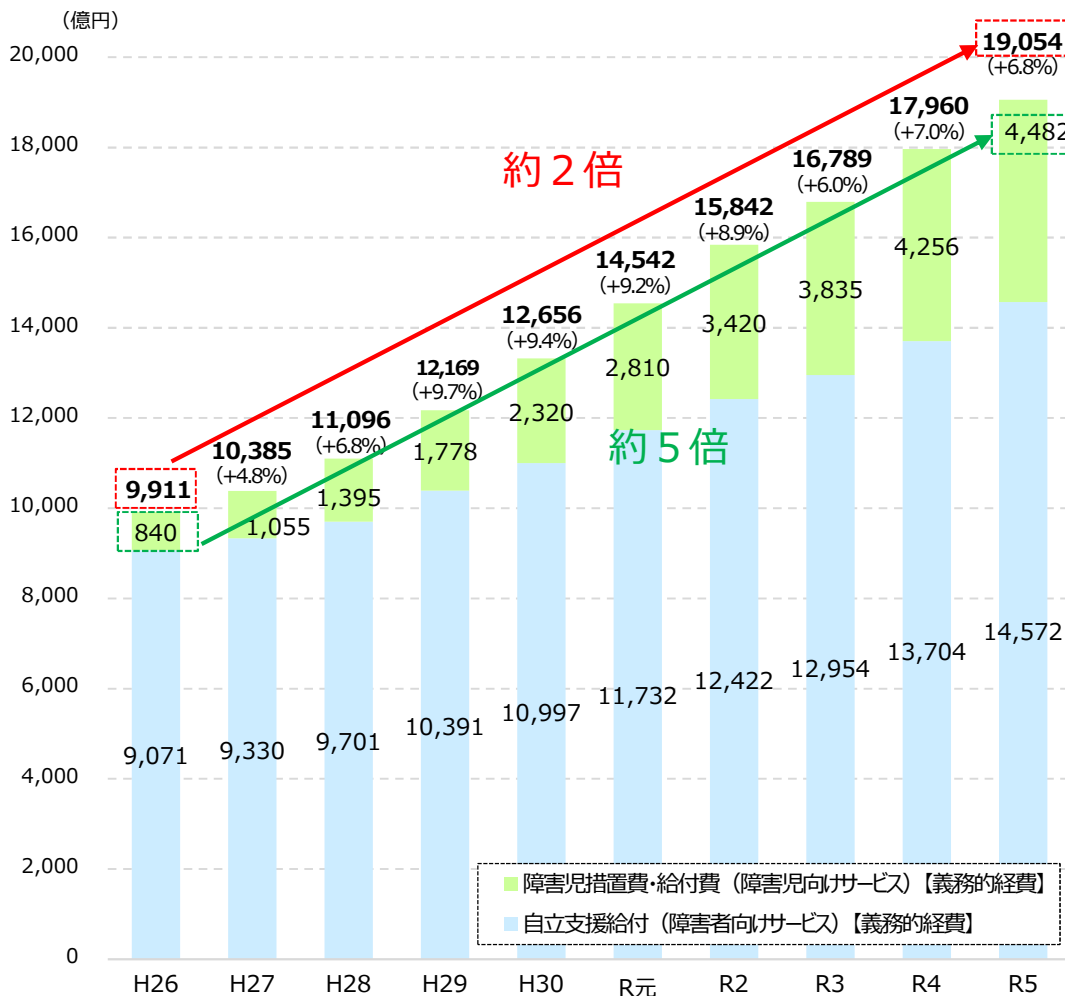
- ・地域差是正のための対象拡大（グループホーム等）

障害福祉サービス等の現状①（予算・利用者数・事業所数の推移）

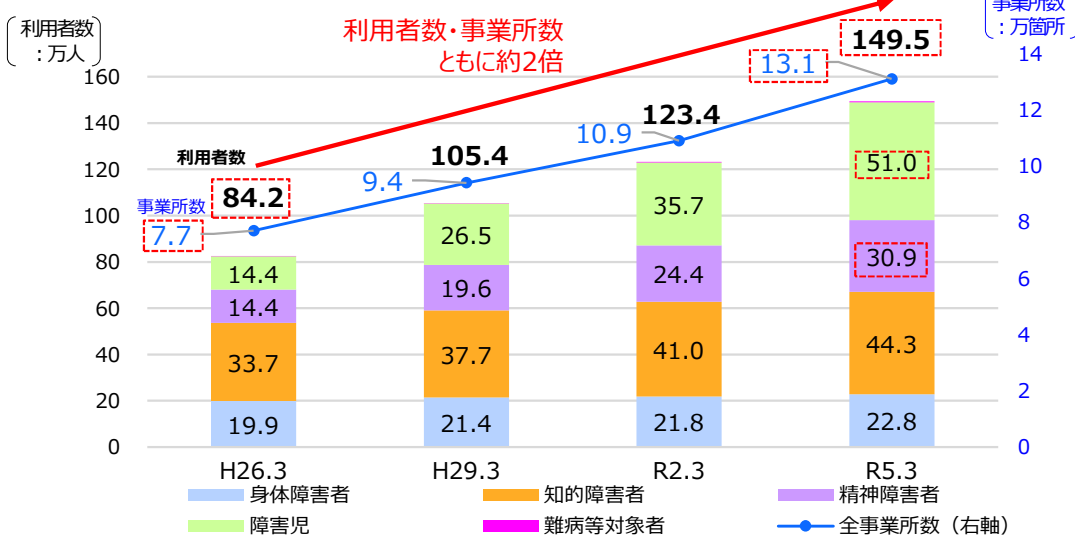
障害報酬改定

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加（障害児向けサービスは約5倍に増加）しており、利用者数や事業所数も約2倍に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約4倍であり、著しく高い伸び。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）

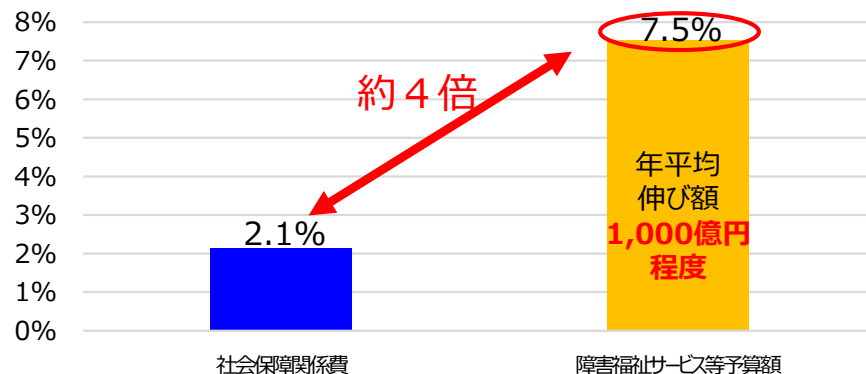


◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



(注) 国保連データを基に作成。利用者数・事業所数ともに各年3月時点。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆社会保障関係費の伸び率との比較（直近10年間）



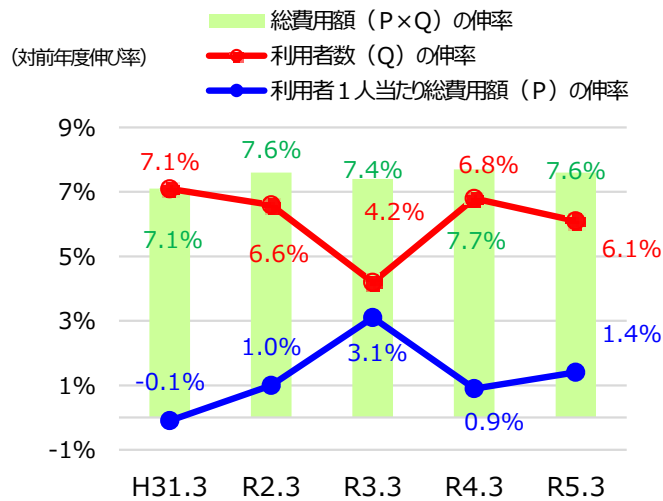
【改革の方向性】(案)

- 障害福祉サービス等の持続可能性を確保するため、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組を行っていくべき。

障害福祉サービス等の現状②（総費用額の増加の要因分析）

- 総費用額の伸びには、利用者数の増加が大きく寄与。高齢化による影響は限定的であり、とりわけ障害児の伸びが顕著。
- 事業所数の伸びを見ると、近年、大半が営利法人の増加によるものであるが、特に一部のサービスでは営利法人の参入が急増。
- 原則 1 割の利用者負担であるが、所得に応じて負担限度額が設定。利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少。

◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



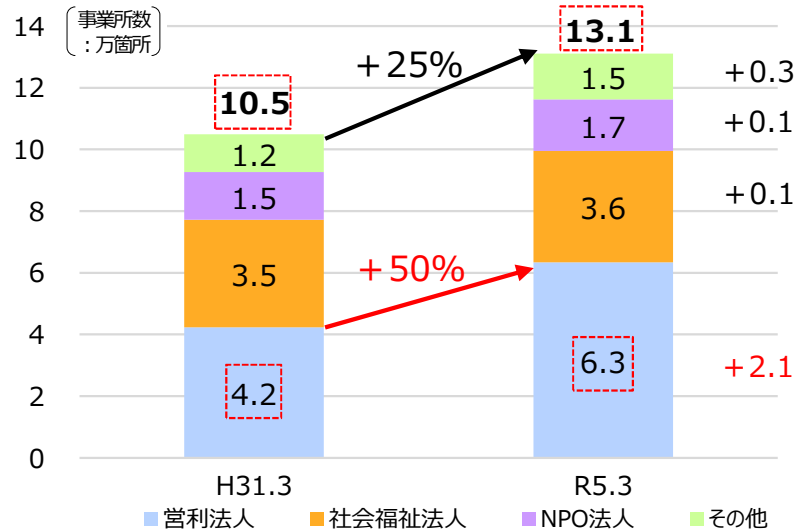
(注) 国保連データを基に作成。総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年3月の実数。利用者1人当たり総費用額は各年度の月平均の値(相談系サービス除く)。

◆年齢別 利用者数の推移

(注) 国保連データを基に作成。

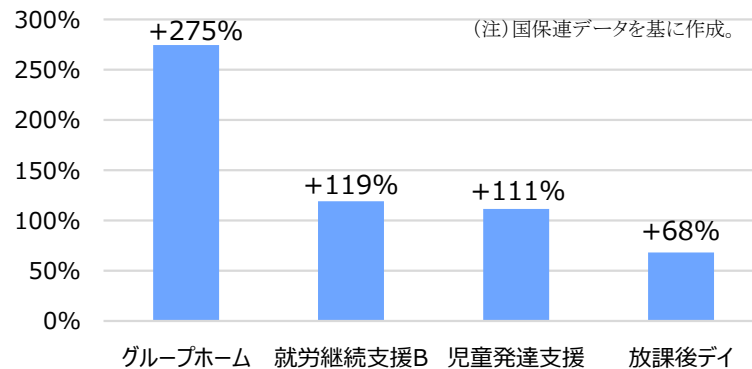
	H31.3	R5.3	増加人数 (増加率)
65歳以上	10.2万人	12.5万人	+2.3万人 (+22.1%)
18歳以上 65歳未満	75.4万人	86.8万人	+11.4万人 (+15.1%)
18歳未満	34.0万人	50.2万人	+16.2万人 (+47.6%)
利用者数 合計	119.6万人	149.5万人	+29.9万人 (+25.0%)

◆障害福祉サービス等事業所数の伸び（直近5年）とその内訳



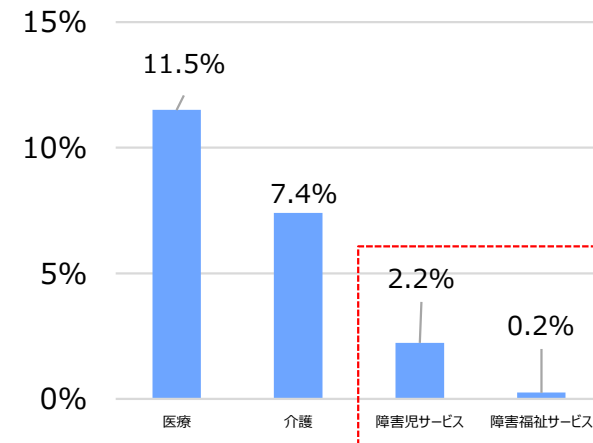
(注) 国保連データを基に作成。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆営利法人の事業所数伸び率（直近5年）



(注) 国保連データを基に作成。

◆費用額に占める自己負担額割合の比較



(注) 医療は「令和2年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担、介護は「令和2年度介護保険事業状況報告(年報)」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出、障害児サービス及び障害福祉サービスは「国保連データ」を基に作成。

◆過去の利用者負担軽減措置

	H19	H20	H22	R5
利用者負担率	4.28%	2.86%	0.37%	0.25%
主な軽減措置	中低所得者の負担軽減	住民税非課税世帯の負担軽減	住民税非課税世帯の無償化	-

(注) 利用者負担率は、「障害児サービス」と「障害福祉サービス」の加重平均

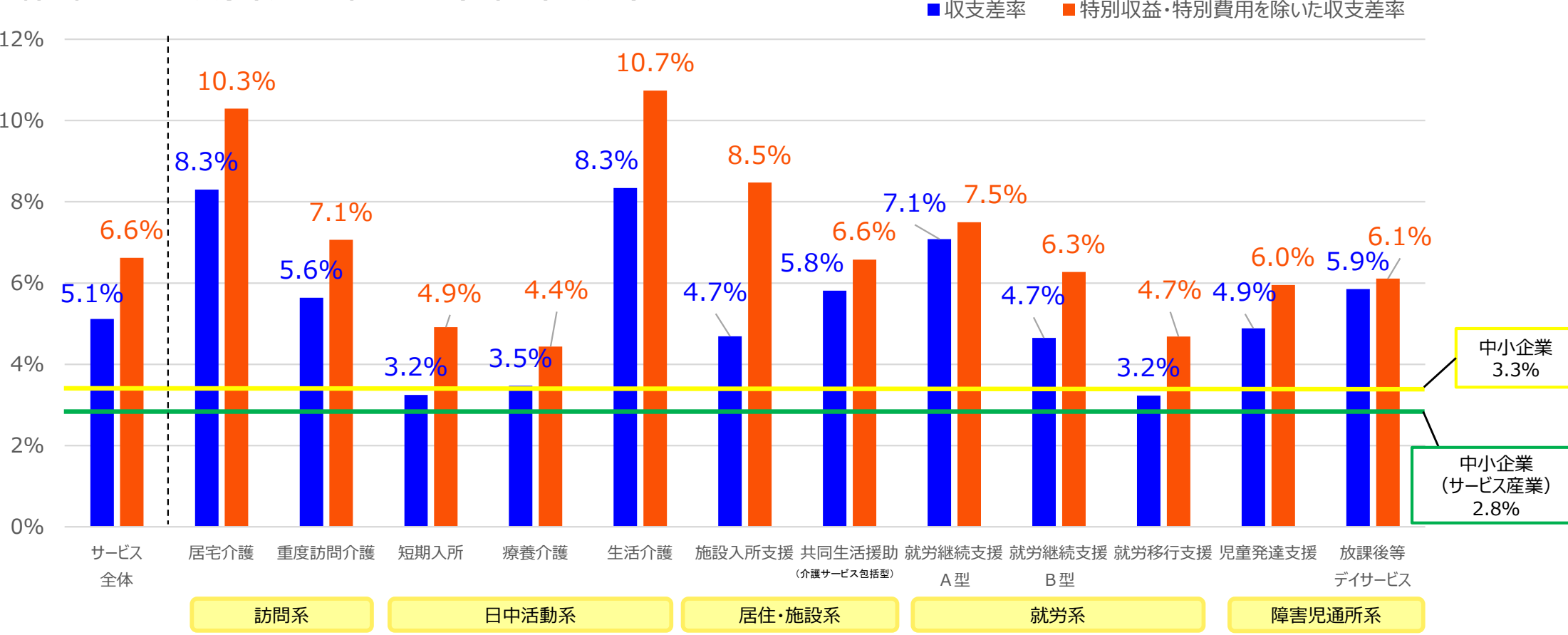
【改革の方向性】(案)

- 需要サイドの利用者に牽制が働きにくく、供給サイドの事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造を踏まえると、報酬改定によって報酬水準の適正化を徹底していくべき。

障害福祉サービス等の現状③（事業者の経営状況）

- 障害福祉サービス等事業者の収支差率は5.1%と中小企業を上回る水準。さらに、事業者の本部や他の事業との間の資金移動を除外するため特別費用・特別収益を除いた収支差率で見ると、通常の収支差率よりも1.5%高くなっている。
- また、サービスごとの収支差率を見ると、中小企業の2倍以上の高い収支差率となっているサービス類型も見られる。

◆障害福祉サービス事業所等の収支差率（令和3年度決算）



(出所) 厚生労働省「令和4年障害福祉サービス等経営概況調査」、財務省「法人企業統計」。

【改革の方向性】(案)

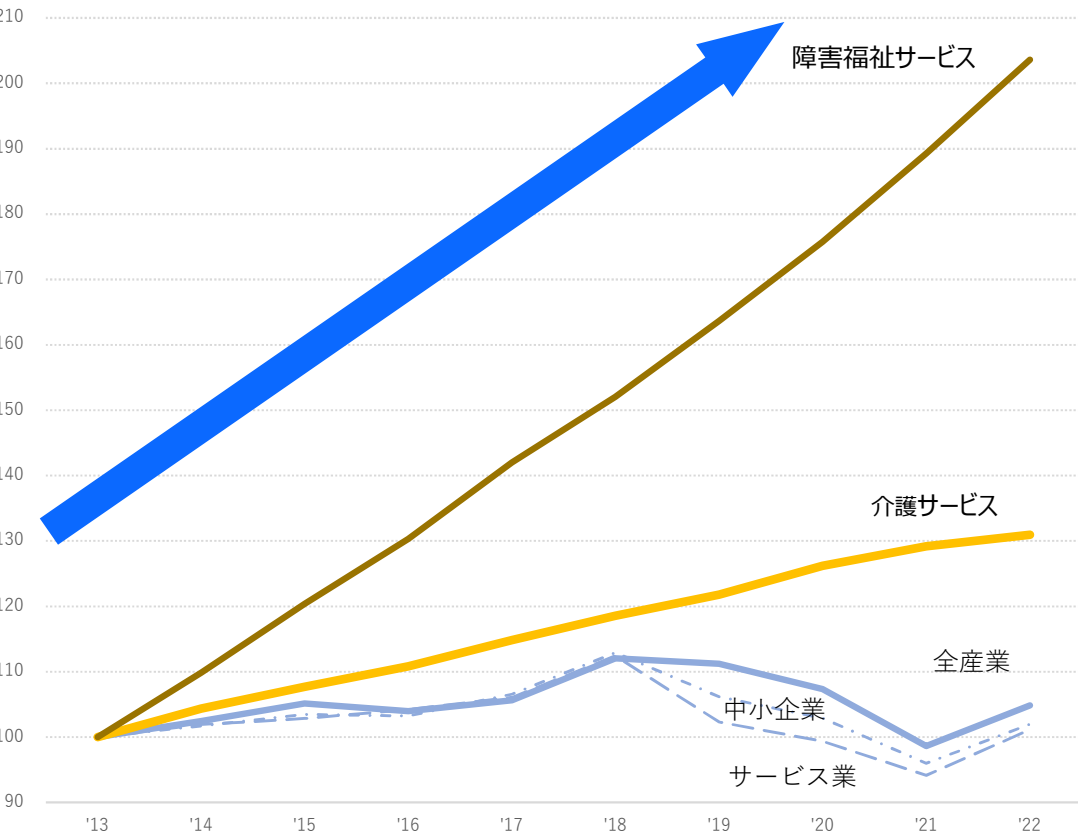
- 報酬改定においては、令和5年度経営実態調査結果も踏まえて検討することになるが、**収支差率を踏まえた報酬水準の適正化を徹底するとともに、サービスごとの状況を踏まえてメリハリのある対応を行うべき。**

障害福祉サービス等の現状④（事業者の売上げ・内部留保）

障害報酬改定

○ 障害福祉サービス等は業界全体として、コロナ禍においても一貫して収益が拡大している。障害福祉サービス等事業所を行っている社会福祉法人について見ると、事業者当たりの収益は増加傾向にあり、また、内部留保についても収益の増加に伴って積み上がっている状況。内部留保の割合も全産業・中小企業等と比べても高い水準。

◆障害福祉サービス等全体の収益相当額の推移（2013年を100とした場合）



(出所) 厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」、財務省「法人企業統計」
 (注) 障害福祉サービスは国保連データの給付額、介護サービスは介護事業経営概況調査の給付額、
 その他産業は法人企業統計の売上額（年度）

◆主に障害福祉サービス等事業所を行っている社会福祉法人の収益(サービス活動収益) (単位 百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度
全法人平均	498	508	517

(出所) (独) 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を基に分析

◆主に障害福祉サービス等事業所を行っている社会福祉法人の内部留保 (単位 百万円)

事業規模	2020年度	2021年度	2022年度
全法人平均	390	409	420
～5億円	160	165	167
5億～10億円	584	610	612
10億円～	1,473	1,493	1,540

(出所) (独) 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を基に分析
 (注) 純資産の部に計上されている「次期繰越活動増減差額」を使用

◆総資本における内部留保の割合

	2020年度	2021年度	2022年度
全産業	26.5%	26.6%	27.4%
中小企業	26.8%	26.2%	26.6%
うちサービス業	24.1%	22.4%	22.5%

障害福祉サービス等事業者 (社会福祉法人)	2020年度	2021年度	2022年度
	37.4%	38.0%	38.6%

(出所) (独) 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を基に分析、財務省「法人企業統計」
 (注) 障害福祉サービス等事業者（社会福祉法人）以外の内部留保の割合は「利益剰余金」を用いて計算

【改革の方向性】（案）
 ○ 報酬改定においては、障害福祉サービス等事業者の安定した収益状況や、積み上がった内部留保の活用を考慮すべき。

障害福祉サービス等の現状⑤（処遇状況等調査結果）

障害報酬改定

- 2022年10月の臨時報酬改定で創設された「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」は約7割の事業所で取得されている。
- 同加算を取得した事業所においては、福祉・介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額は1年間で6.8%増（月額+20,130円）と、同加算（3%増（月額平均+9,000円相当））を大きく上回る賃上げが実施されている。
- また、同加算の直接の対象でないその他の職員についても賃上げ（+2.9%～6.1%）が実施されている。
- 今後も継続的に介護従事者の賃上げ状況を調査・分析していく必要がある。

【福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算取得事業所】

○ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）（単位：円）

	令和3年12月	令和4年12月	差 (令和4年-令和3年)	
福祉・介護職員	295,160	315,290	20,130	(+6.8%)
サービス管理責任者	371,950	391,950	20,000	(+5.4%)
看護職員	393,580	412,450	18,870	(+4.8%)
理学療法士、作業療法士	375,370	386,150	10,780	(+2.9%)
機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）	340,130	360,090	19,960	(+5.9%)
心理指導担当職員	376,930	398,120	21,190	(+5.6%)
管理栄養士・栄養士	339,740	354,320	14,580	(+4.3%)
調理員	266,840	283,060	16,220	(+6.1%)
事務員	321,350	339,690	18,340	(+5.7%)

注1)福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員
 注2)令和3年12月末日と令和4年12月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 注3)平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(年額の1/12)
 注4)サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。
 注5)平均給与額は10円未満を四捨五入している。
 (出所)厚生労働省「令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果」

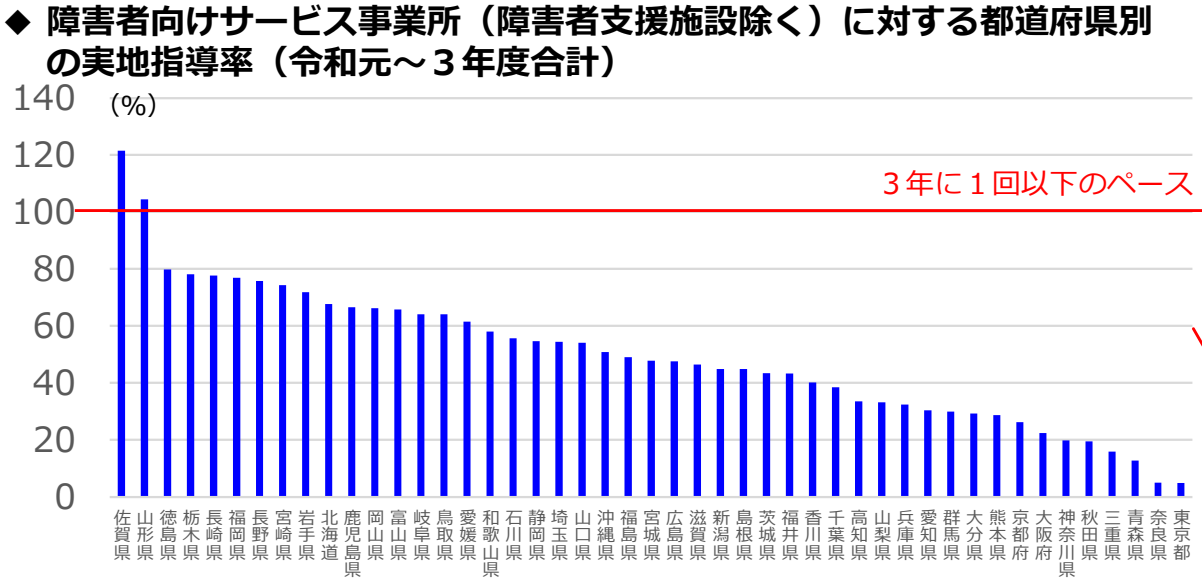
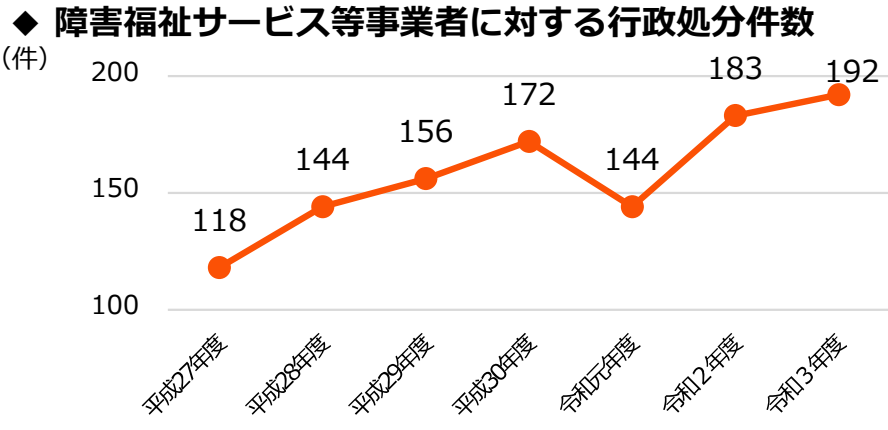
【改革の方向性】（案）

- 賃上げの呼び水として処遇改善加算を活用し、経営改善等の取組を通じた成果とあわせ、従業員の賃金に適切に還元すべき。
- 賃上げ状況の継続的な調査・分析を行えるよう、処遇改善加算取得に当たって、職種別の給与等の報告を要件とすることを検討すべき。

障害福祉サービス等の現状⑥（事業者に対する実地指導）

障害報酬改定

○ 障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数が増加。事業者に対する都道府県等の実地指導については、厚生労働省の指導指針において概ね3年に1度の実施が求められているが、ほとんどの自治体でその水準を下回っている状況。足下では、コロナの影響もあり、事業所数が増加する一方で、実施指導件数は減少し、実施率は10%と、概ね10年に1度のペースまで落ち込んでいる。

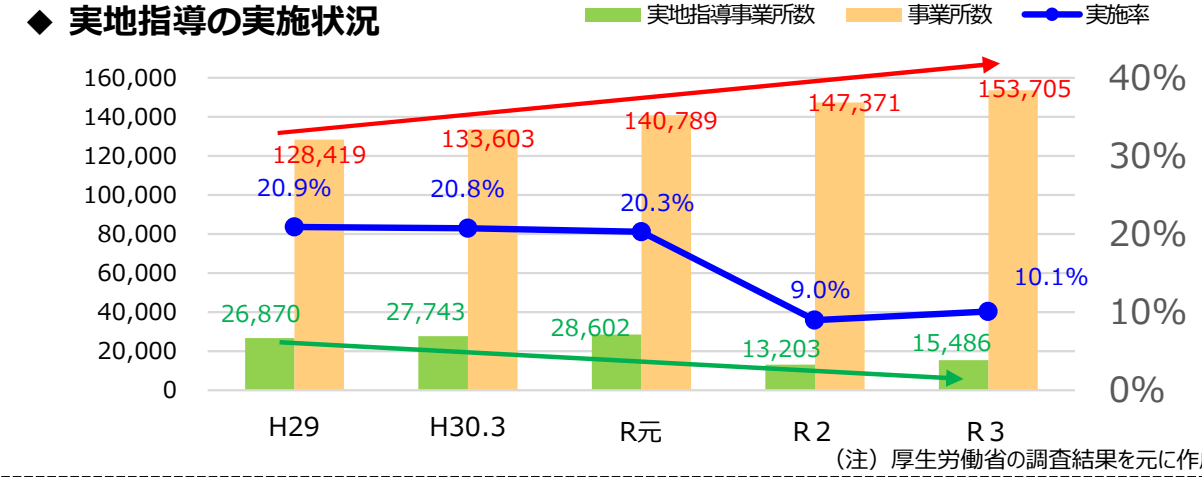


「放課後デイ」不正請求、甘いチェック…TV見せるだけの事業所も
（読売新聞社 2021年2月1日）

放デイはスタート当初から、テレビを見せるだけの事業所があるなど、サービスの質に差があることが国会で問題視されていた。厚生労働省は2015年、放デイの基本姿勢を示すガイドラインを策定。17年に職員の半数以上を児童指導員や保育士にすることを義務付けたが、それでも不正請求が増える背景にはチェックの甘さがある。

事業所は毎月、国民健康保険団体連合会に利用記録などを提出して利用料を請求する。回会はその書類を確認するだけで、現地で調査まではしない。国は指定権限がある自治体に3年に1回、実地指導を求めているが、自治体の調査も追いついていないという。

東京都では19年度、811か所ある事業所のうち実地指導したのは53か所だけ。職員数の水増しなどで計約3億円を不正請求したとして行政処分された事業者のケースでは、都は開業から6年間、一度も実地指導をしていなかった。（後略）

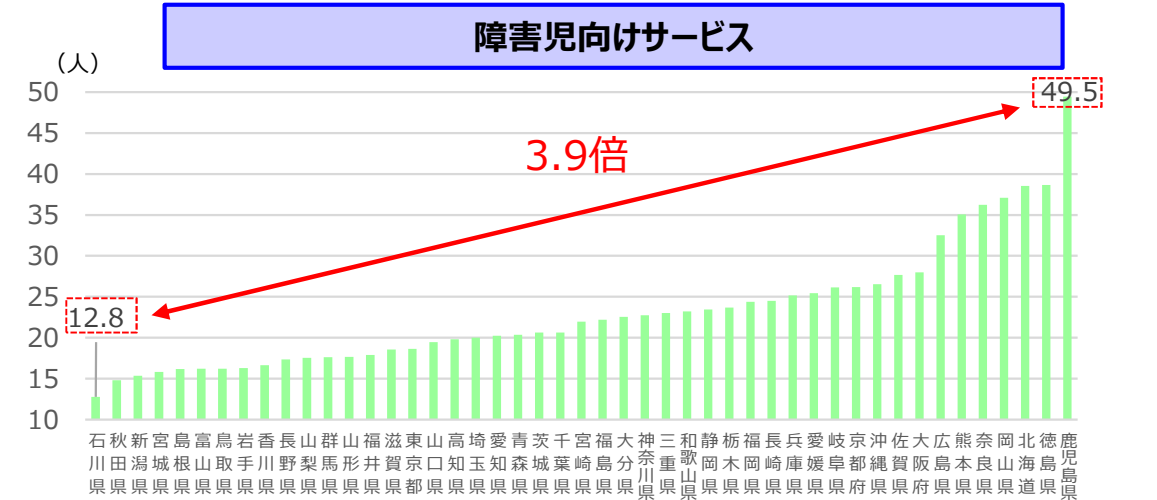
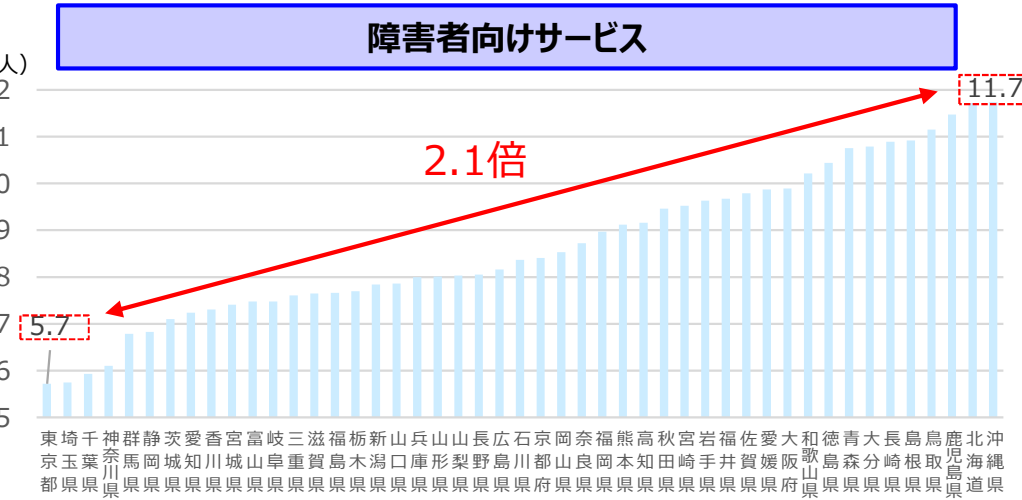


【改革の方向性】（案）
○ 実地指導の取組の強化とともに、報酬改定においても、悪質な事業者の参入を防ぐ観点からも、収支差率を踏まえた報酬の適正化を徹底するとともに、これまで以上にサービスの質を適切に評価する報酬体系を目指していくべき。

障害福祉サービス等の現状⑦ (地域差)

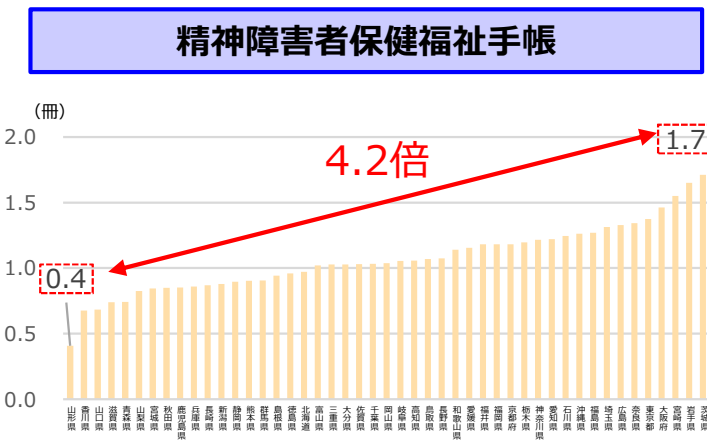
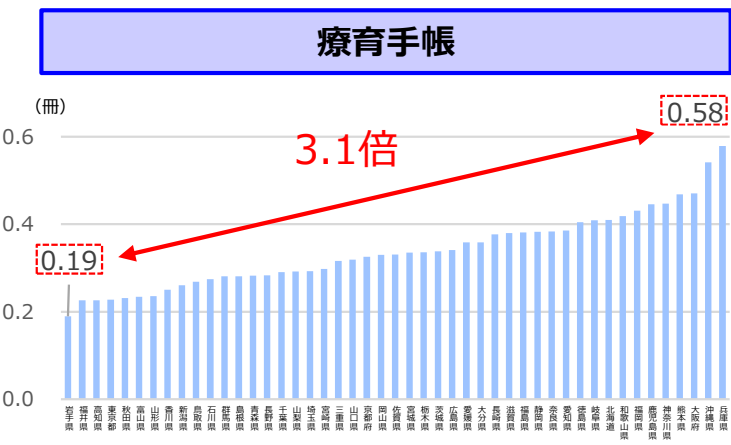
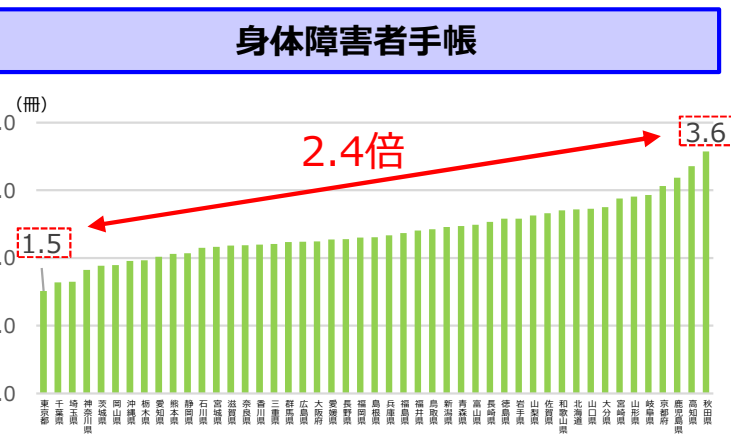
○ 都道府県別に人口当たりの利用者数を比較すると、障害者向けサービスで最大2.1倍、障害児向けサービスで最大3.9倍の地域差が存在しており、**地域差が大きい**。障害者手帳についても、都道府県別の人口当たりの新規交付数を比較すると、身体障害者手帳で最大2.4倍、療育手帳で最大3.1倍、精神障害者保健福祉手帳で最大4.2倍の地域差が存在しており、**地域差が大きい**。

◆都道府県別 障害福祉サービス等の「人口千人当たり利用者数」 (令和4年10月)



(注) 利用者数は令和4年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局の「人口推計」(令和4年10月1日現在)に基づき作成

◆都道府県別 障害者手帳別の「人口千人当たり新規交付数」 (令和3年度)



(注) 福祉行政報告例、衛生行政報告例を基に作成。身体障害者手帳の交付数には政令市及び中核市の数字を含んでおり、療育手帳、精神障害者手帳の交付数には政令市の数字を含んでいる。

【改革の方向性】(案)
 ○ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保のため、**地域毎の偏在が生じている要因を分析し、是正のための適切な対応を講じるべき。**

各論①：グループホーム（営利法人の参入・収支差率の偏り）

- グループホーム（共同生活援助）の収支差率は全サービス平均より高く、近年は営利法人が多数参入している。自治体からの意見の中には、障害福祉サービスの経験が少ない新規事業者の参入の増加に伴い、サービスの質が低下することを懸念する声も見られる。
- 障害支援区分ごとに見ると、支援区分が中程度（支援区分3・4）の場合の収支差率が高くなっているが、これらの区分の利用者の割合は全体の約4割を占めており、これらの収支差率が高い支援区分の方にサービスが偏っている可能性がある。

◆グループホームに関する地方自治体からの意見

- ・インターネット上に、グループホームの立ち上げ等を指南する情報が溢れており、近年ニーズの増加も相まってグループホームの数が増えているが、（中略）質の確保について、不安がある。
- ・コンサルティングが入った事業開設が容易であり、軽度な人を対象として安易に事業を開始している事業所が多い。
- ・これまで障害者福祉に係わりのない新規事業者の参入が目立つ。障害者支援のノウハウやスキルがないため、問題を起こす事業所が多い。

（出所）「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査研究」

◆社会保障審議会障害者部会報告書

- ・グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業所の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

（出所）社会保障審議会 障害者部会 報告書（令和4年6月13日）

◆グループホームの収支差率（入居者の平均障害支援区分別）

平均障害支援区分	～2未満	2～3未満	3～4未満	4～5未満	5～	合計
令和2年度	5.8%	5.8%	7.9%	9.9%	5.3%	7.4%
令和3年度	6.9%	8.0%	10.3%	12.3%	9.2%	9.7%

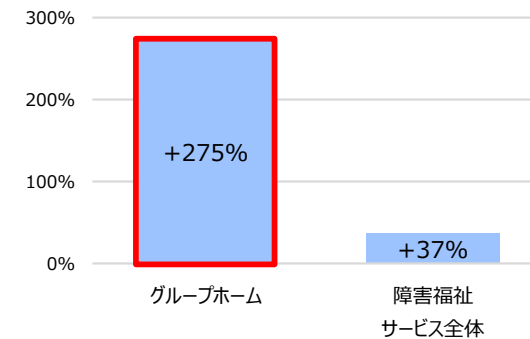
（出所）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

◆グループホームの収支差率

サービスの種類	令和3年度決算
介護サービス包括型	5.8%
うち営利法人	15.6%
日中サービス支援型	6.9%
外部サービス利用型	8.1%
全サービス平均	5.1%

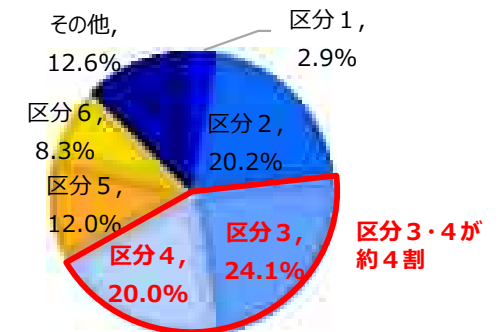
（出所）令和4年障害福祉サービス等経営概況調査

◆営利法人の事業所数伸び率（直近5年）



（注）国保連データを基に作成（各年3月時点）。

◆グループホーム入居者の障害支援区分別割合



（出所）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

【改革の方向性】（案）

- 報酬改定において、グループホームについての現場の意見・実態を踏まえて、収支差率に応じた報酬の適正化を徹底するべき。

各論①：グループホーム（サービスの質の適正な評価）

障害報酬改定

- グループホームにおける具体的な支援内容について明確な基準がなく、事業者によるばらつきも見られ、支援の質に違いが見られる。
- サービス提供時間に基づく報酬となっているが、事業所が任意で設定可能な週所定労働時間に基づき算出される体系となっているため、短いサービス提供時間で高い報酬を得ている可能性がある。
- 訪問系サービスである居宅介護等を併用した場合の減算について、居宅介護等の利用時間が勘案されない体系になっているが、実際の利用時間にはばらつきが見られ、長時間の併用にも関わらず同額の減算にとどまっているケースがある。

◆グループホームに関する地方自治体からの意見

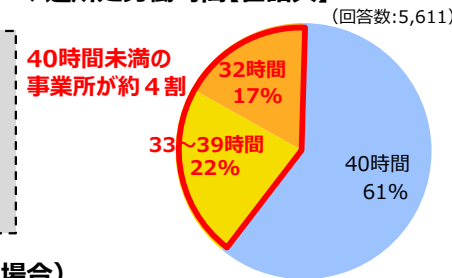
・ 共同生活援助が訓練等給付として位置付けられている意義は、共同生活援助で訓練を実施したのちに更なる地域移行を進めるためだと考えているが、サービス提供事業所がそこまで考慮した支援を行っている様子があまり見られない。

(出所)「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査研究」

◆サービス提供時間数の考え方

サービス提供時間数 = 週所定労働時間 × (利用者数 ÷ 算定要件)
 ※事業所が就業規則で任意で設定可能
 (例) 利用者数 12人、算定要件 世話人 (6 : 1 以上)
 サービス提供時間数 = 40時間 × (12 ÷ 6) = 80時間

◆週所定労働時間【世話人】

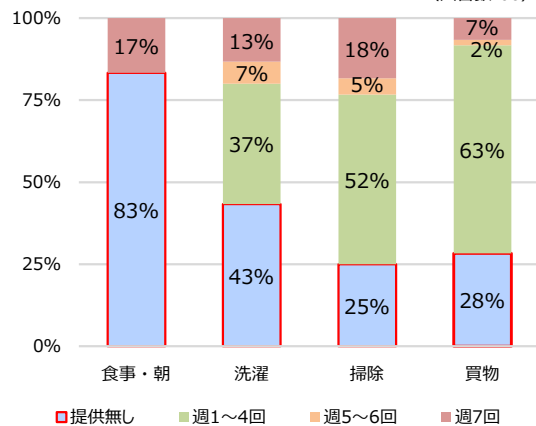
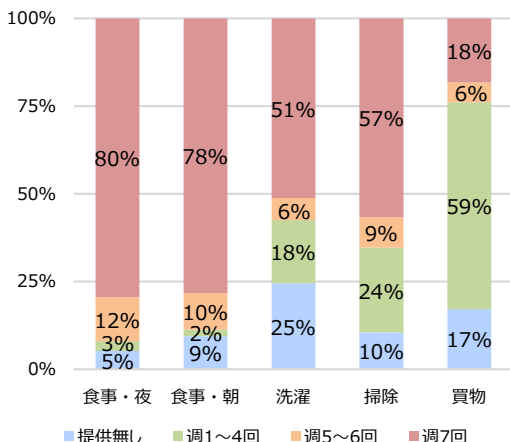


◆一週間の家事提供状況（全体）

(回答数:5,611)

◆週に1度も夜の食事を提供していない場合の他の家事提供状況（平均障害支援区分3）

(回答数:60)



世話人のサービス提供内容にはばらつきが見られる

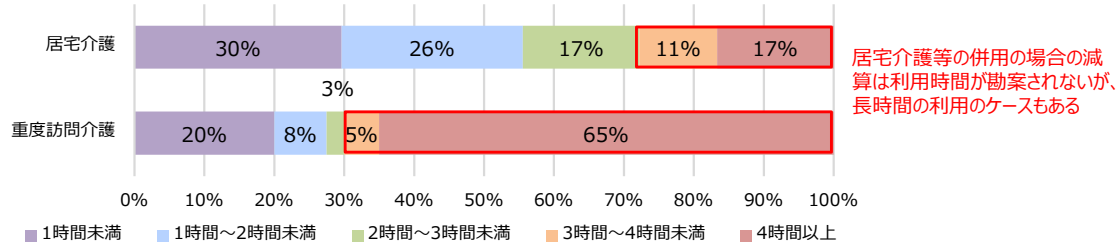
世話人のサービス提供をほとんど行っていない事業所も存在

◆世話人のサービス提供時間数が異なる例（利用者が12人の場合）

週所定労働時間	6 : 1 以上 (区分6 : 583単位/日)	5 : 1 以上 (区分6 : 616単位/日)
40時間	40時間 × (12 ÷ 6) = 80時間	40時間 × (12 ÷ 5) = 96時間
32時間	32時間 × (12 ÷ 6) = 64時間	32時間 × (12 ÷ 5) = 77時間

8割の提供時間で算定要件を満たす 80時間以下のサービス提供で上の区分の報酬が得られる

◆居宅介護等の併用の利用時間（平均障害支援区分6）



(出所) 財務省「令和5年度予算執行調査」

【改革の方向性】（案）

- グループホームにおける具体的な支援内容について明確な基準を定めるとともに、報酬についても支援内容に応じたものとするべき。
- 実態を踏まえ、サービス提供時間を勘案した報酬体系への見直し、居宅介護等の併用時の減算の見直し等を行うべき。

各論①：グループホーム（地域差の是正・総量規制）

- 利用者数の地域差を分析すると、総量規制がある生活介護よりも、総量規制のないグループホームの方が、地域差が大きい。
- 自治体からの意見の中には、グループホームの事業所の規制が行われていないため、質の低下が懸念されるという意見も見られ、質が担保されていないグループホームの過剰な供給が進んでいるケースがある可能性がある。

◆グループホームに関する地方自治体からの意見

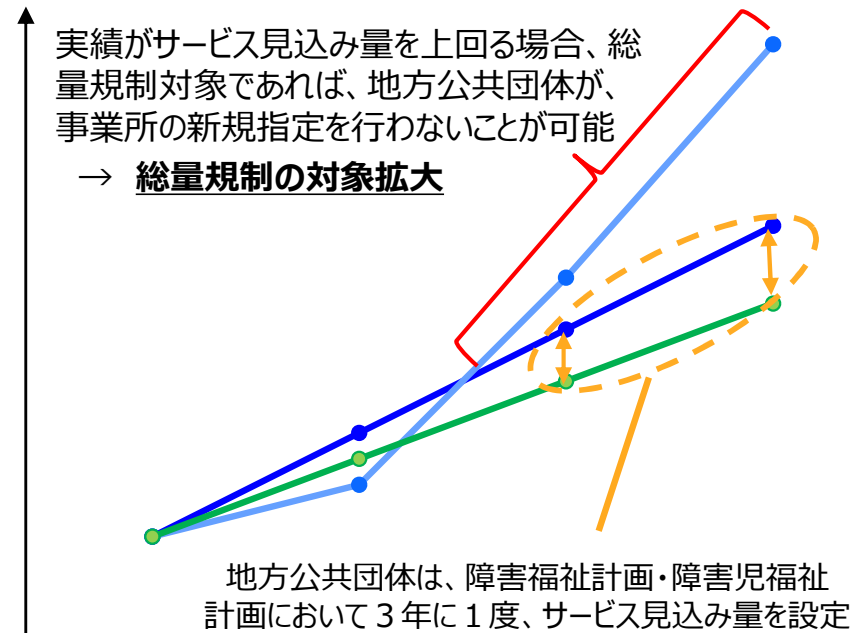
- ・グループホームの質を維持するために自治体の承認を受けた事業所に対してのみ指定を下ろすことが望まれるが、自治体の裁量により設置数を制限することは、総量規制に該当するという指摘を受けた。事業所の規制が行えないことにより、支援の質が維持できないなどの影響が懸念される。
- ・障害者総合支援法に基づく総量規制等の規定はないが、需要と供給のバランスを注視していく必要がある。

(出所)「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査研究」

◆地域差縮小方策のイメージ

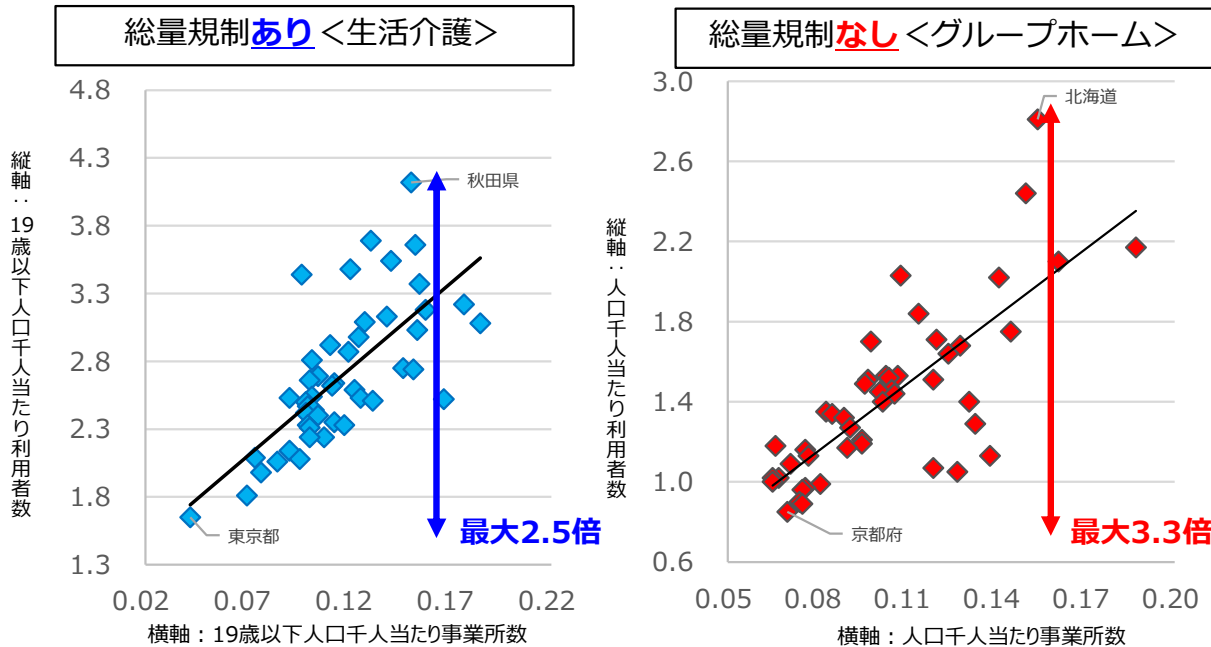
利用者数等
見込み量

● サービス
● 実績
● 全国平均伸び率



- 現在の総量規制対象
- 放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児入所施設
 - 生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設

◆都道府県別・サービス別 人口千人当たりの利用者数と事業所数の関係



(注)利用者数・事業所数は令和4年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局「人口推計(令和4年10月1日現在)」に基づき作成。

【改革の方向性】(案)

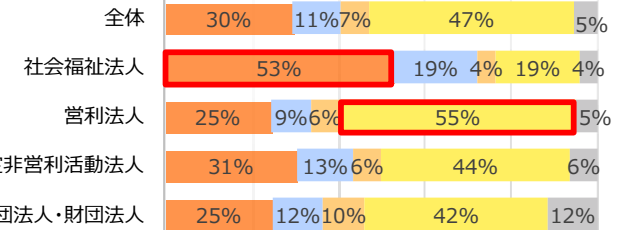
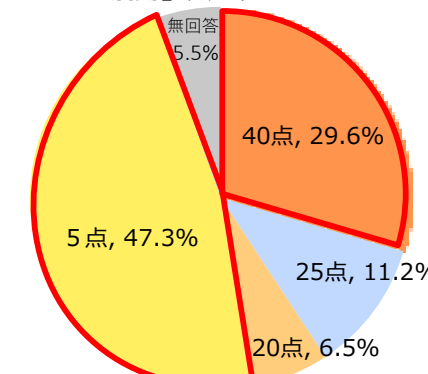
- 地域の実態を踏まえた事業所の指定を行うことにより、サービスの供給が計画的かつ効率的に行えるよう、自治体においてサービス見込み量を精査するとともに、総量規制の対象拡大を検討すべき。

各論②：就労継続支援A型（生産活動収支の二極化等）

障害報酬改定

- 就労継続支援A型（利用者と雇用契約を締結）は収支差率が全サービス平均よりも高く、事業所の半数が営利法人となっている。
- 報酬上の「生産活動スコア」を見ると、生産活動収支から賃金を支払っている事業所（40点）と、賃金を支払っていない事業所（5点）に二極化。特に営利法人は後者が多く、設置基準でも求められる生産活動の経営改善に取り組んでいない可能性がある。
- 「労働時間スコア」を見ると、短時間の労働時間（4時間以上4時間30分未満）の割合が最も高い。特に営利法人はこの割合が大きく、短時間のサービス提供時間に留まり、利用者への十分な就労継続支援が行えていない可能性がある。
- 他方で、「地域連携活動スコア」を見ると、約6割の事業所が取得しており、特に営利法人は約7割の事業所が取得している。営利法人は、生産活動スコア・労働時間スコア以外のスコアを獲得することで、報酬額を決める全体のスコアを補っている可能性がある。
(注)スコアの内訳：生産活動40点満点、労働時間80点満点、多様な働き方35点満点、支援力向上35点満点、地域連携活動10点満点

◆「生産活動」スコア



■ 直近2年の生産活動収支が賃金総額以上：40点
■ 直近1年の生産活動収支が賃金総額以上：25点
■ 直近1年の生産活動収支が賃金総額未満：20点
■ 直近2年の生産活動収支が賃金総額未満：5点
■ 無回答

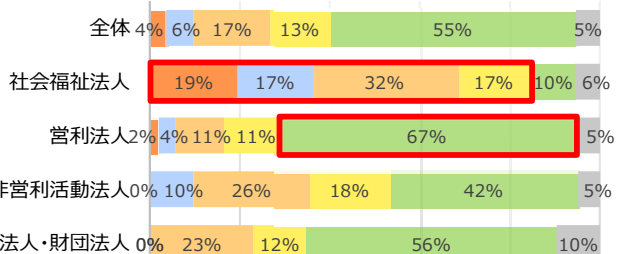
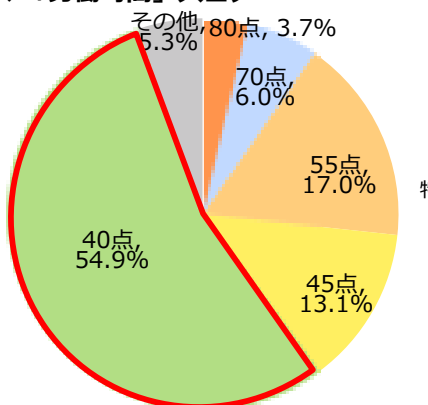
◆生産活動の経営状況（令和4年3月末時点）

就労継続支援A型事業所は、法令上、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とされており、指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	昨年度も満たしていない事業所
4,228	3,512	1,984 (56.5%)	1,357 (68.4%)

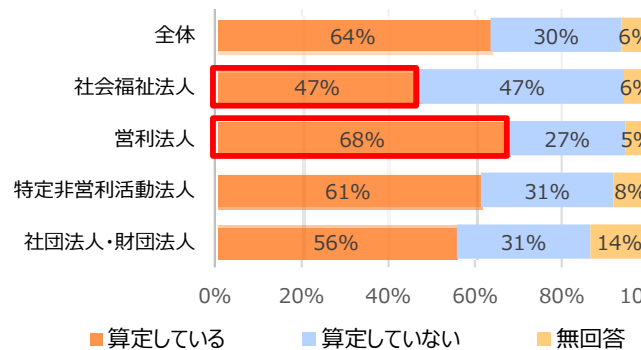
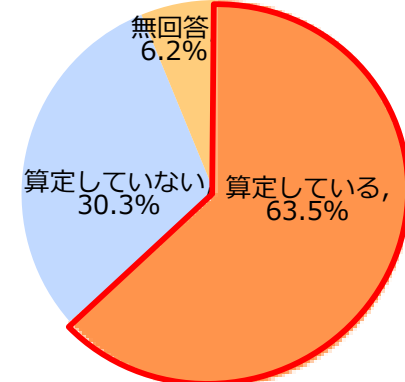
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

◆「労働時間」スコア



■ 7時間以上：80点
■ 6時間以上7時間未満：70点
■ 5時間以上6時間未満：55点
■ 4時間30分以上5時間未満：45点
■ 4時間以上4時間30分未満：40点
■ その他

◆「地域連携活動」スコア



(出所) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

【改革の方向性】(案)

- 実態を踏まえて、サービスの質に応じた報酬体系とする観点から、「生産活動スコア」、「労働時間スコア」のより一層のメリハリ付け、経営改善の取組状況の評価、「地域連携活動スコア」等の見直しといったスコア全体の体系の見直しを行うべき。

各論②：就労継続支援B型（工賃向上の取組の評価）

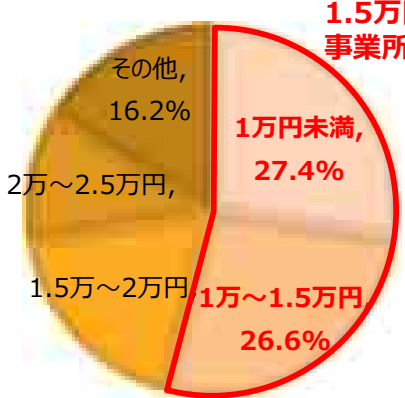
- 就労継続支援B型（利用者との雇用契約を結ばず工賃支払い）は、営利法人の伸び率が高く、直近5年間で2倍に増加している。
- 就労継続支援B型は、基本的に工賃向上の取組を評価する報酬体系となっているが、平均工賃区分別の事業所の内訳を見ると、低工賃が全体の5割強を占めており、さらに、足下では1万円未満の工賃区分の事業所が大きく増加している。
- 就労継続支援B型全体を見ると、前回報酬改定後に収支差率が伸びているが、平均工賃別に収支差率の伸びを見ると、1万円未満の工賃区分の収支差率が大幅に上昇している。また、報酬区分ごとの収支差率の内訳を見ると、工賃の水準に関わらず報酬が得られる参加型の区分（Ⅲ・Ⅳ）が、工賃の水準で報酬が決まる区分（Ⅱ）よりも収支差率が高くなっている。このように工賃向上の取組が十分に評価されない報酬体系になっている可能性がある。

◆収支差率及び収支差の伸び率

	就労継続支援B型	就労移行支援	就労定着支援
R2年度	6.4%	17.0%	16.2%
R3年度	11.9%	20.5%	17.9%
収支差の対前年度伸び率	+91.6%	+23.4%	+22.3%

(注) 収支差は事業収入から事業支出を控除したものであり、収支差率は収支差を事業収入に除したものである。

◆事業所数の内訳及び伸び率（平均工賃区分別）



	全体	うち1万円未満	うち1万～1.5万円
R3.12	13,956	3,421	3,953
R4.12	15,628	4,275	4,156
伸び率	+12.0%	+25.0%	+5.1%

(注) 国保連データを基に作成

◆収支差率の内訳（平均工賃区分別）

	全体	うち1万円未満	うち1万～1.5万円
R2年度	6.4%	1.3%	9.8%
R3年度	11.9%	10.2%	11.9%
収支差の対前年度伸び率	+91.6%	+771.5%	+22.1%

(出所) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

◆収支差率の内訳（基本報酬区分別）

	全体	I	II	III	IV
R2年度	6.4%	8.1%	0.8%	▲5.3%	6.9%
R3年度	11.9%	12.7%	6.8%	7.8%	9.3%
収支差の対前年度伸び率	+91.6%	+60.7%	+23.4%	-	+31.4%

(注) 報酬区分Ⅰ・Ⅱ：平均工賃月額に応じた報酬体系
報酬区分Ⅲ・Ⅳ：利用者の就労等への参加等をもって一律に評価する報酬体系

【改革の方向性】（案）

- 報酬改定において、工賃の金額に関わらず報酬が得られる区分の報酬の見直しを含め、工賃向上の取組をより評価する報酬体系への見直しを行うべき。

各論③：生活介護（サービスの質・利用時間に応じた報酬）

- 生活介護の収差率は全サービス平均よりも高く、特に営利法人の収支差率は高い水準となっている。この点、営利法人の経費を見ると、社会福祉法人と比べ、**非常勤職員や、勤続年数が低い職員**を雇うことで、**給与費が低く抑えられている**。
- 生活介護の報酬は、**営業時間で設定され、利用者ごとのサービスの利用時間が考慮されていない**。営業時間を見ると、**大宗の9割強の事業所は6時間以上の営業時間であり減算の適用はされていない一方で、利用時間を見ると約3割の事業所は6時間未満**となっており、**短いサービス提供時間で高い報酬を得ている可能性がある**。

◆生活介護の収支差率

	令和3年度
全体	8.3%
うち営利法人	16.8%
うち社会福祉法人	8.4%
全サービス平均	5.1%

(注) 収支差は事業収入から事業支出を控除したものであり、収支差率は収支差を事業収入に除したものである。

◆収支差率の内訳

	社会福祉法人	営利法人
収入	100.0%	100.0%
支出	91.6%	83.2%
うち給与費	66.3%	56.8%
うち特別費用(本部への繰入)	3.9%	0.2%
収支差	8.4%	16.8%

(出所) 令和4年度障害福祉サービス等経営概況調査

◆生活介護の報酬設定

営業時間	基本報酬
6時間以上	546単位
4～6時間	30%減算
4時間未満	50%減算

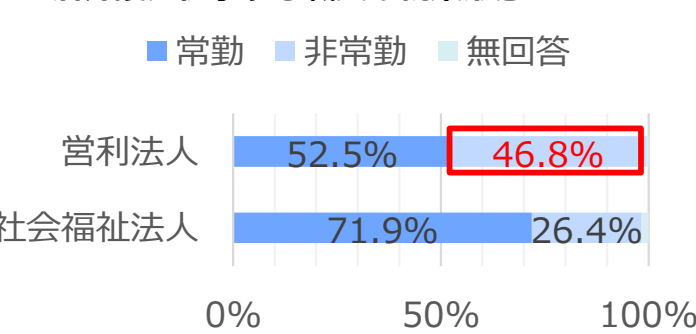
(注) 20人以下で、区分2以下の場合

◆通所介護の報酬設定

サービス提供時間	基本報酬
8時間以上9時間未満	1,339単位
7時間以上8時間未満	1,288単位
6時間以上7時間未満	1,150単位
5時間以上6時間未満	1,113単位
4時間以上5時間未満	682単位
3時間以上4時間未満	651単位
3時間未満	評価なし

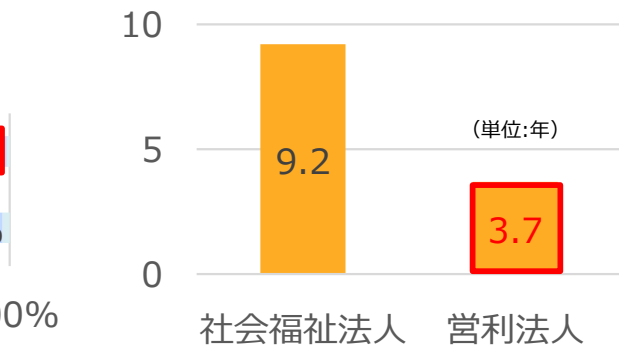
(注) 地域密着型(利用定員18人以下)、要介護度5の場合

◆生活介護に従事する職員の就業形態



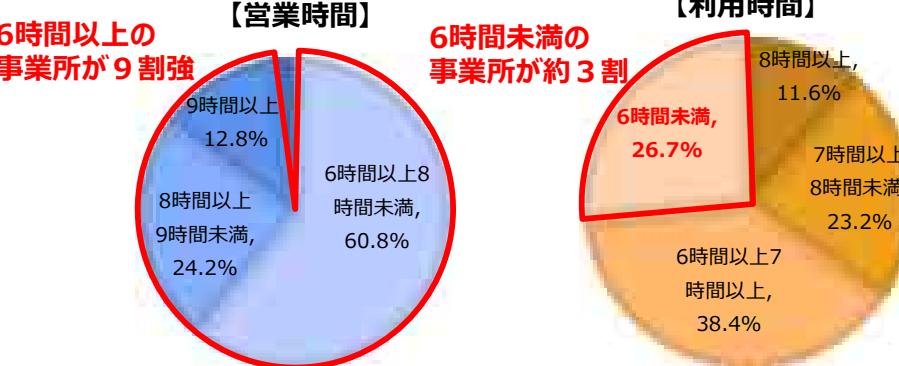
(出所) 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

◆生活介護に従事する職員の平均勤続年数



(出所) 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

◆営業時間・利用時間の割合



(出所) 令和元年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 (出所) 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査

【改革の方向性】(案)

- 報酬改定において、**営業時間ではなく、サービス利用時間に応じた報酬体系への見直しを行うとともに、サービスの質を適正に評価する報酬体系への見直しを行うべき。**

各論④：障害児通所サービス（サービスの質・利用時間に応じた報酬）

障害報酬改定

- 放課後等デイサービス・児童発達支援は、総費用額が著しく伸びている。営利法人が事業所に占める割合も大きく、伸び率も高い。
- これらの障害児通所サービスは営業時間で設定され、利用者ごとのサービスの利用時間が考慮されていない。このため、利用者ごとの利用時間に大きなバラツキがあるにもかかわらず同額の報酬となっており、短いサービス提供時間で高い報酬を得ている可能性がある。

◆ 報酬設定

放課後等デイサービスの報酬設定

〔授業終了後のサービス提供〕

営業時間	基本報酬
3時間以上	604単位
3時間未満	591単位

〔学校休業日のサービス提供〕

営業時間	基本報酬
6時間以上	721単位
4時間以上6時間未満	15%減算
4時間未満	30%減算

通所介護の報酬設定

サービス提供時間	基本報酬
8時間以上9時間未満	1,339単位
7時間以上8時間未満	1,288単位
6時間以上7時間未満	1,150単位
5時間以上6時間未満	1,113単位
4時間以上5時間未満	682単位
3時間以上4時間未満	651単位
3時間未満	評価なし

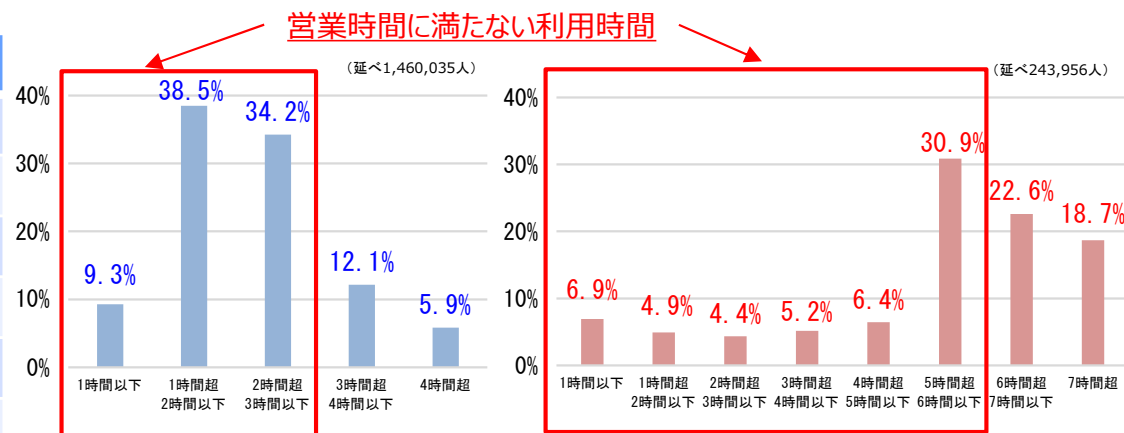
(注) 利用定員10人以下の場合（医療的ケア区分に該当しない障害児）

(注) 地域密着型（利用定員18人以下）、要介護度5の場合

◆ 放課後等デイサービスにおける利用時間別の利用者の分布

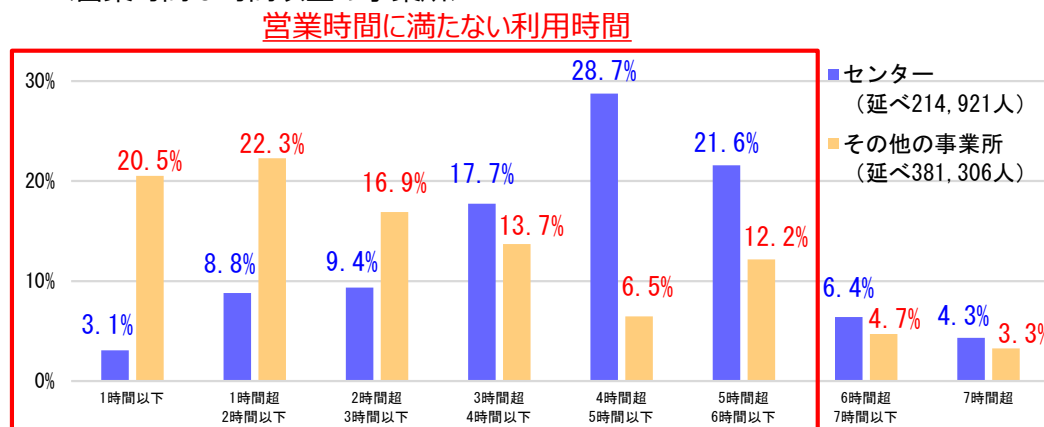
＜平日：営業時間3時間以上の事業所＞

＜休日：営業時間6時間以上の事業所＞



◆ 児童発達支援（未就学児）における利用時間別の利用者の分布

＜営業時間6時間以上の事業所＞



(出所) 財務省「令和3年度予算執行調査」

放課後等デイサービスの課題等についての自治体・事業所からの意見

＜自治体意見（抜粋）＞

- ・報酬単価が日あたりの設定となっており、サービス提供時間に応じた報酬ではないため、短いサービス提供時間で、1日約1万円という非常に高額な報酬単価となっている。開所時間減算はあくまで事業所の開所時間であり、利用者の都合によるサービス利用時間とはリンクしないため、児童の支援より営利を追求する事業者が後を絶たない悪循環となっている。

＜事業所意見（抜粋）＞

- ・開所時間が6時間以上としても個々の児童へのサービス提供時間数を1時間等と限定して支援をしている事業所と、我々のように数時間小集団でサービスを行う事業所との報酬制度が同じであることに納得がいかない。人員にかかる経費も施設面積に応じた家賃も全く違い、我々は薄利の中、出来る支援を模索中である。

(出所) 「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究報告書」(令和2年3月みずほ情報総研株式会社)

【改革の方向性】(案)

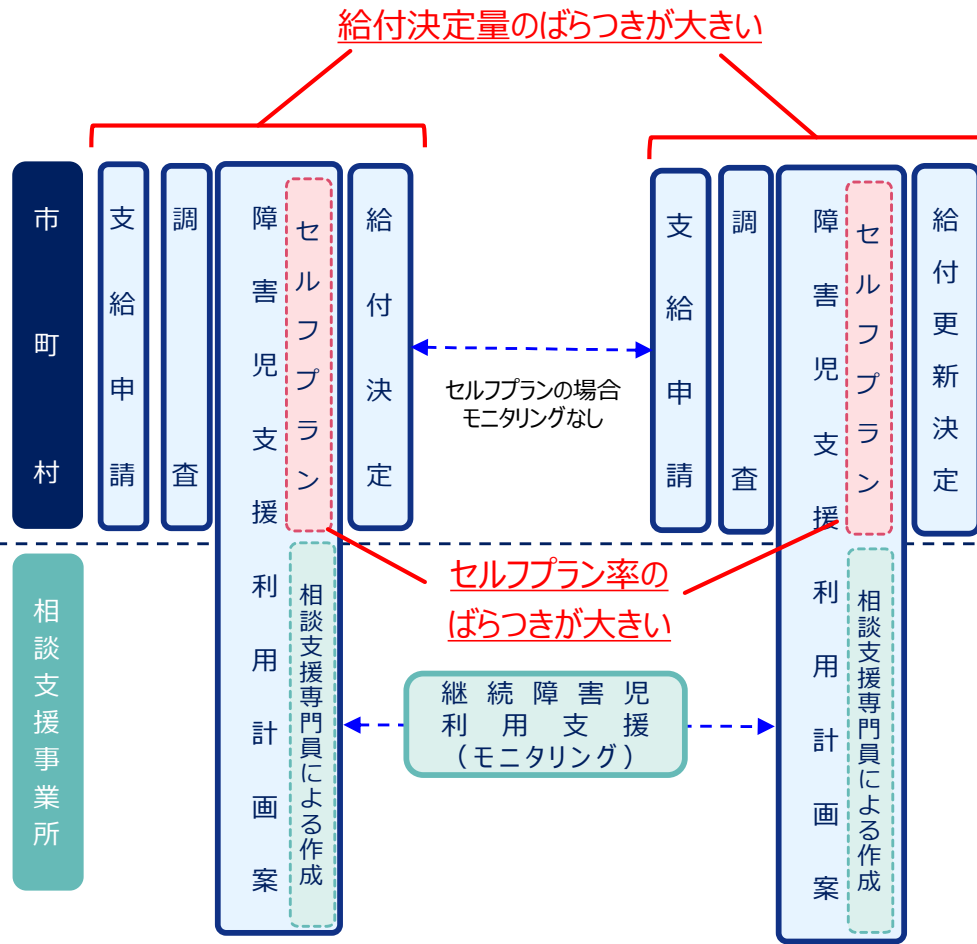
- 報酬改定において、営業時間ではなく、サービス利用時間に応じた報酬体系への見直しを行うとともに、サービスの質を適正に評価する報酬体系への見直しを行うべき。

各論④：障害児通所サービス（自治体の給付決定・セルフプラン）

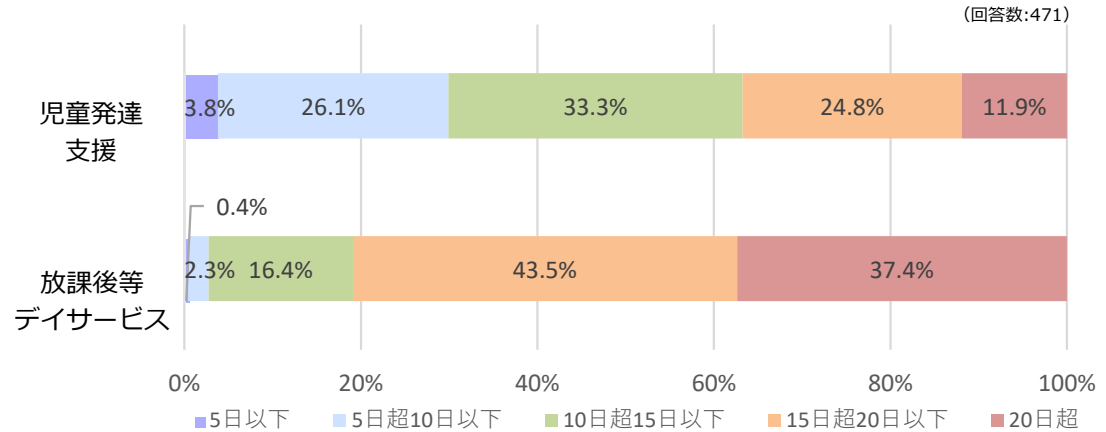
障害報酬改定

○ 障害児支援においては、利用者一人当たりの給付決定量において地域差が大きい。また、専門職である相談支援専門員の支援を受けずに利用計画案が策定されるセルフプランが著しく高い地域もある。

◆障害児支援サービスの給付決定プロセス

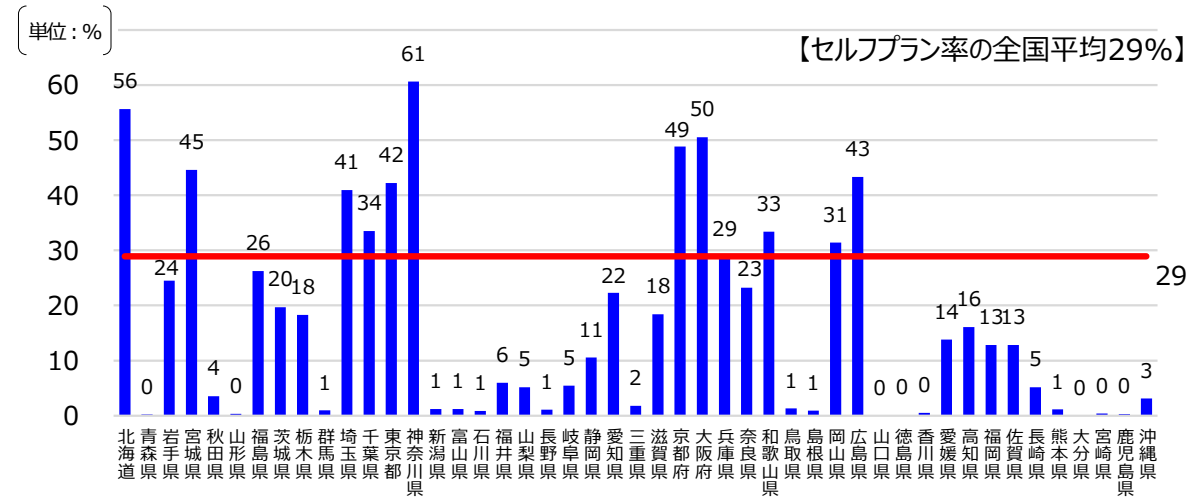


◆市町村の平均給付決定量の分布



(出所) 財務省「令和3年度予算執行調査」

◆障害児支援サービスのセルフプラン率



(出所) 障害者相談支援事業の実施状況等について（令和3年調査）

【改革の方向性】（案）

○ 地域差解消のため、国が給付決定における具体的な基準等を定めるとともに、相談支援専門員による計画作成を徹底しセルフプランの解消を推進すべき。また、国が自治体の実態を把握し、かい離が大きい自治体等に助言等を行うことで地域差解消を支援すべき。